会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 734 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 734 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 8 年 9 月 18 日
大府市農業委員会
会長　久野　一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時　令和８年９月 18 日（金）　午後３時 20 分～午後３時 45 分
・開催場所　大府市役所５階　全員協議会室
・出席委員

（農業委員）

会　長	10 番	久野　一弘
副会長	９番	久野　惠子
委　員	２番	鈴置　秀夫
	３番	深谷　悦子
	４番	本田　貴士
	５番	服部　啓子
	６番	大威　千里
	７番	小島　春男
	８番	加古　正弘

（農地利用最適化推進委員）

委　員	11 番	加古多美子
	12 番	相木　好永
	13 番	早川乃夫代
	14 番	鈴木千代子
	15 番	浅田　昭茂

・欠席委員　農業委員　１番 花井信彰委員

・農業委員会事務局

事務局長	深谷　一紀
事務局主査	花田　佳明（会議書記）
事務局主査	小林　彰子（会議書記）

会　　期	1日

議　　事　　日　　程（第734回）

令和８年９月18日

日程	議案番号	件　　名	備　　考
1		会議書記の指名について	
2	報告1	農地法第４条の規定による届出について	
3	報告2	農地法第５条の規定による届出について	
4	報告3	農地改良届について	
5	報告4	農地法第３条の３の規定による届出について	
6	議案1	農地法第３条の規定による許可申請について	
7	議案2	農地法第５条の規定による許可申請について	
8	議案3	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	
9	議案4	大府市農業経営改善計画認定要領第５条第２項の規定による意見について（農業経営改善計画）	

事務局長　ただいまから第 734 回大府市農業委員会総会を執り行いたいと思います。
大府市農業委員会会議規則の規定に基づき、久野会長に議長をお願いいたします。

議　　長　ただいまから第 734 回大府市農業委員会総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局　本日の総会の定足数についてご報告します。
農業委員におかれましては、１番、花井信彰委員から事前に欠席のご連絡をいただいております。本日、農業委員会の在任委員 10 名中９名のご出席いただいており、過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、本総会が開会できることをご報告いたします。
農地利用最適化推進委員におかれましては、５名全員にご出席をいただいております。
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。報告は以上です。

議　　長　本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。
本総会の会期につきましては、本日１日といたします。

議　　長　それでは議事に入ります。
始めに、日程第１「会議書記の指名について」、本日の会議書記には、農業委員会事務局の花田佳明氏と小林彰子氏を指名します。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　次に、日程第２、報告第１号「農地法第４条の規定による届出について」から、日程第５、報告第４号「農地法第３条の３の規定による届出について」までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局　事務局長の深谷です。私から日程第２、報告第１号「農地法第４条の規定による届出について」から、日程第５、報告第４号「農地法第３条の３の規定による届出について」までをご説明いたします。

議案書１ページをご覧ください。始めに報告第１号「農地法第４条の規定による届出について」ご説明いたします。１件の届出がありました。申請の、所在、地番、地目、面積、申請人は記載のとおりで、表の右から２列目にある転用用途のとおり、共同住宅として利用をするため、転用の届出が提出されました。
農地法第４条の届出につきましては、農業委員会が受理した後、届出者へ受理通知書を交付し、その後、届出に係る工事等に着手することができます。
なお、報告第１号につきましては、事務局で内容を確認の上、事務局長専決により、既に受理通知書を交付済みです。

次に、議案書２ページをご覧ください。報告第２号「農地法第５条の規定による届出について」ご説明いたします。
議案書２ページから４ページに記載の７件の届出を受理いたしました。
表の左から２列目の権利と右から２列目の転用用途を参考に説明いたします。今回の申請のうち、申請番号１番が所有権移転で駐車場に転用するものです。
次に、申請番号２番は、使用貸借で住宅への転用となります。
以下、３番から４ページの７番までは、所有権移転による住宅への転用となります。

以上、報告第２号の届出につきましては、事務局で内容を確認の上、事務局長専決により、既に受理通知書を交付済みです。
なお、農地法第４条の届出と同様、届出者への受理通知書の交付をもって、土地の取得や工事等に着手することができるものです。

次に、議案書５ページをご覧ください。報告第３号「農地改良届について」をご説明いたします。
３件の届出があり、事務局にて受理をいたしました。３件は隣接する農地で、現在の低地の田んぼを嵩上げするもので、一体的に整地され、整地後は畔もなくして、効率的な農作業が行われます。工事期間は令和８年９月１日から 11 月 30 日までです。
なお、本件に関しましては先月の地区協議会で現地の確認をしています。
報告第３号の届出につきましては、事務局が受理して内容並びに現地を確認の上、事務局長専決により届出者へ受理通知書を既に送付済です。

次に、議案書６ページをご覧ください。報告第４号「農地法第３条の３の規定による届出（相続等による権利移動）について」ご説明いたします。
相続等により農地の所有権が移転したことを届け出るものです。６ページと７ページの４件の届出を受理しました。すべての届出で、記載のとおり所有権移転が行われたことを事務局において確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　ただいまの報告第１号から報告第４号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

（なし）

議　長　説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第６、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」の３件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局　議案書８ページをご覧ください。日程第６、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」をご説明いたします。
農地法第３条は農業委員会で審議し、許可をするものとなります。
８ページの３件の申請があり、先日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。

申請番号１番は、権利は区分地上権で、後ほど審議します農地法第５条の住宅建設に伴い、隣接する申請地の一部において、その住宅の給水施設を埋設することを目的として、0.55 ㎡の区分地上権の設定となります。所在地、地目、面積、対象者、面積は記載のとおりです。
次に、申請番号２番、３番については、隣接する農地となります。有償による所有権移転です。所在地、地目、面積、対象者、面積は記載のとおりで、申請事由は、受人が現在耕作している農地の隣地を取得し一体利用を図るためです。
申請内容を確認し、受人が農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断できます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。
申請番号１の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員　申請番号１番は区分地上権の設定であり、農地の利用に支障はありませんので、特に問題はありません。

議　　長　そのほかに、ご意見などございませんか。

（なし）

議　　長　次に、申請番号２番と３番は隣接する案件なので、まとめてお答えいただきます。担当地区委員どうぞ。

担当委員　申請番号２番と３番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数などの要件を満たしていますので、特に問題はありません。

議　　長　　そのほかに、ご意見などございませんか。

（なし）

議　　長　特に無いようですので、議案第１号を採決します。本申請を原案の通り許可することに賛成の方は、挙手をお願います。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成です。
よって、議案第１号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第７、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」の５件を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局　議案書９ページをご覧ください。日程第７議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
農地法第５条は、本委員会で審議のうえ意見を付して、愛知県に進達いたします。
議案書９ページから 11 ページに記載の５件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員に現地確認をしていただいております。

始めに、申請番号１番に関しましては、先ほど議案第１号の３条の許可申請で区分地上権をご審議いただいた申請の関連案件で、使用貸借による分家住宅への転用となります。農地区分は２種農地です。
次に、申請番号２番は使用貸借で、開発計画に伴い、事前に埋設物の掘削調査を行うための一時転用です。幅 ３メートル、奥行 ３メートル、深さ５メートルの穴を 16 ヶ所掘り、地下の埋設物調査を行います。

次に、申請番号３番は有償による所有権移転で、家電販売店の店舗と駐車場に転用するものです。農地区分は２種農地です。備考欄をご覧ください。本申請は、令和８年３月 19 日の総会では農振除外に関する審議をしていただいており、令和８年８月 10 日には農振除外の公告がなされております。
次に、申請番号４番並びに５番は隣接する土地で、賃貸借で診療所と調剤薬局に転用するものとなります。農地区分は、申請番号４は３種農地、申請番号５は第１種農地です。備考欄をご覧ください。申請番号３番と同様、令和８年３月 19 日の総会では農振除外に関する審議をしていただいており、令和８年８月 10 日には農振除外の公告がなされております。

以上の５件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水計画などについて事務局にて確認し、農地転用許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断しています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　次に、担当地区委員より 意見をいただきたいと思います。
申請番号１番について担当地区委員どうぞ。

担当委員　申請地は、切土・盛土があり、境界にはブロックを設置します。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水とともに既設排水路へ排水します。周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議　　長　そのほかに、ご意見などございませんか。

（なし）

議　　長　次に、申請番号２番について担当地区委員どうぞ。

担当委員　申請地では、掘削による埋設物調査を行いますが、雨水は自然浸透させます。調査後は埋め戻して現況復旧します。周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議　　長　そのほかに、ご意見などございませんか。

（なし）

議　　長　次に申請番号３番について担当地区委員どうぞ。

担当委員　申請地は、土地造成を行います。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理し、雨水は地下浸透貯留施設を経由し、ともに既設集水桝に接続して排水します。周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議　　長　そのほかに、ご意見などございませんか。

（なし）

議　　長　次に申請番号４番と５番について担当地区委員どうぞ。

担当委員　申請地は、盛土を行います。汚水・雑排水は、下水道管へ排水し、雨水は既設側溝へ排水します。周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議　　長　そのほかに、ご意見などございませんか。

（なし）

議　　長　特に無いようですので、議案第２号を採決します。
本申請を愛知県知事へ送付するにあたり、付すべき意見をなしと決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成です。よって、議案第２号は、意見なしとして愛知県知事に送付することに、決定いたしました。

次に、日程第８、第３号「農用地利用集積等 促進計画の公告について　一括契約」を上程します。
事務局から説明 をお願いします。

事 務 局　議案書 12 ページをご覧ください。日程第８、議案第３号「農用地利用集積等促進計画の公告について　一括契約」をご説明いたします。
議案書 12 ページの申請番号 7662 番と 7663 番の２件です。11 月 1 日開始の申請案件となっております。
各申請とも議案書に記載の契約期間、作物名、賃借料等による営農計画となっています。いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項各号の要件を満たしています。

なお、今回の議案は地域計画の目標地図の区域内にあるのもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　本申請について、ご質問、ご意見等はございませんか。

（なし）

議　長　特に無いようですので、議案第３号を採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議　長　全員賛成です。
よって、議案第３号は原案のとおり、意見なしで、大府市に回答することに決定いたしました。

最後に、日程第９、議案第４号「大府市農業経営改善計画認定要領第５条第２項の規定による意見について　農業経営改善計画」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局　議案書 13 ページをご覧ください。議案第４号「大府市農業経営改善計画認定要領第５条第２項の規定による意見について　農業経営改善計画」をご説明いたします。別添「農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について」をご覧ください。本議案に関しましては、認定農業者の新規認定及び５年に１回の更新における農業経営改善計画を認定することに際し、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があるものです。今回は２件の申請があり、２件とも新規申請で今後５年間の計画に対し意見を求められております。

別添資料１ページをご覧ください。
申請者は、長年ぶどうやみかんを中心に果樹の栽培を行っており、今後の農業経営に関しましては、営農活動を始め、経営規模、生産方式、経営管理、従事態様及び経営改善においてそれぞれ目標をもって、引続き継続して計画的に営農を行っていくこととなっております。３ページをご覧ください。今回は、循環制御型ハウス及び立体循環型栽培設備を導入し、効率的な営農を行うこととなっております。

次に４ページをご覧ください。
申請者は、先回の総会において利用権設定でご審議いただいた法人となります。
いちごの栽培を行っていくこととしており、特にスマート農業への新規参入を目指しているとのことです。今後の農業経営に関しましては、営農活動を始め、経営規模、生産方式、経営管理、従事態様及び経営改善においてそれぞれ目標をもって、計画的に営農を行っていくとことなっております。７ページにはいちご自動収穫ロボットを制作し、効率的な農業経営を目指していくとしています。

なお、大府市と愛知県が申請者と面会し、事業支援などのアドバイスや各項目について確認をしております。いずれも認定することに支障がないものと判断されております。
簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　本申請について、ご質問、ご意見等はございませんか。

（なし）

議　　長　特に無いようですので、議案第４号を採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成です。
よって、議案第４号は原案のとおり、意見なしで大府市に回答することに決定いたしました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。
これをもちまして、第 734 大府市農業委員会総会を閉会します。

以上

※議事参与等に該当する委員については個人情報保護の観点から名称を省略しています。